

令和4年度坂井市多世帯同居のリフォーム支援事業

この事業は、多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部補助を行います。

対象となる者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- 1) 市内に所有する自ら居住している一戸建て住宅（住宅の床面積の1/2以上が居住の用に供されるもの）を改修し、新たに多世帯同居をする者又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する者
※多世帯同居とは、直系尊属又は直系卑属の複数の世帯によって同居することを言う。

ただし、直系卑属の単独世帯は除く。

- 2) 市税を滞納していない者

- 3) 令和5年1月31日までに改修工事を完了する見込みのある者

※申込後、市の交付決定通知を受ける前に、工事契約を締結されている方は補助対象外となりますのでご注意ください。

対象となる工事

次に掲げる要件をすべて満たす工事

- 1) 多世帯同居に必要となる工事のうち次のいずれかに該当する工事

ア. 間取りの変更に関する工事

既存住宅の間取りの変更及び増築を伴う間取りの変更に関する工事（既存住宅の間取りの変更に伴わない増築を含む。）

イ. バリアフリー改修工事

- ①手すりの設置（浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置）
- ②段差の解消（屋外に面する出入口、浴室、屋内（浴室を除く）等における段差の解消）
- ③廊下幅等の拡張（通路、出入口等の拡張）

ウ. 設備の改修工事

台所、浴室、便所、洗面所等に関する工事 ※設備の更新工事も補助対象とする。

エ. その他関連工事

同居人数の増加に伴う浄化槽の入替え工事

- 2) 坂井市内の建設業者等（市内で事業を営む個人事業者を含む）が施工する工事であること。
- 3) 国、県、市における他の補助制度を利用して住宅を改修する場合、その対象部分の経費については当制度の補助対象外とする。

補助金の額

補助対象経費の1/3以内（千円未満は切り捨て）とし**60万円を限度**とする。

※補助金は原則として1棟につき1回とする。

募集件数

4件

申込受付期間（件数に達し次第終了します。）

令和4年12月23日（金）午後5時必着

申込方法

都市計画課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。

（申請書は、ホームページからもダウンロードできます。）

提出先

坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市建設部都市計画課（TEL0776-50-3052）